



有機JAS資材リスト登録証 (書類審査)

登録番号 JASOM-171115

登録日 2017年11月15日

登録資材名 オーガニック濃縮液

申請者名 日本アルコール産業株式会社

申請者所在地 東京都中央区日本橋小舟町6-6

登録有効期限 2029年11月14日

適合判断基準 有機農産物の日本農林規格 表A.1 製糖産業の副産物・その
他の肥料及び土壌改良資材

農林物質の規格化等に関する法律に定める有機農産物の生産において使用が認められた資材等であることの登録申請に基づいて、資材内容について書類審査を行った結果、有機JAS附属書等に適合したものであることを確認しました。

注意事項

1. 必要書類の提出・確認後に上記資材の包材に有機JAS資材評価協議会のロゴマークを使用することができる。
2. 上記資材等は申請時の原料・製造工程等内容に変更が生じた場合は、直ちに有機JAS資材評価協議会に報告し、確認を受けること。
3. 農林水産省が不許可資材とした場合は、それに従うこと。
4. 用途・使用目的を明記し、明記された用途・使用目的に限り使用すること。
5. 登録された内容について、毎年一回以上確認を受けること。
6. 有機農産物のJAS表A.1に該当する資材については、放射性物質の基準への適合は申請者の自己責任にて確認すること。
7. 有機農産物のJAS表A.1に該当する資材のうち、輸入原材料を使用するものについては、燻蒸処理の有無の確認は、申請者の自己責任にて確認すること。
8. 本リストの登録有効期限を更新する際は、有効期限の6カ月前までに更新申請書を提出し更新審査を受けること。



一般社団法人有機JAS資材評価協議会

代表理事 島崎 真人

